

旭川医科大学広報企画委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学広報企画委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学広報企画委員会規程（平成16年旭医大達第17号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 学長が指名する副学長	(1) 学長が指名する副学長
(2) 図書館長	(2) 図書館長
(3) 一般教育の教授のうちから 1人	(3) 一般教育の教授のうちから 1人
(4) 基礎医学の教授のうちから 1人	(4) 基礎医学の教授のうちから 1人
(5) 臨床医学の教授のうちから 1人	(5) 臨床医学の教授のうちから 1人
(6) 看護学科の教授のうちから 1人	(6) 看護学科の教授のうちから 1人
(7) 病院広報誌編集委員会委員長	(7) 病院広報誌編集委員会委員長
(8) 情報基盤センター長	(8) 情報基盤センター長
(9) 事務局長	(9) 事務局長
(10) その他学長が必要と認めた者	(10) その他学長が必要と認めた者
(略)	(略)
(委員長)	(委員長)
第5条 委員会に委員長を置き、 <u>学長が指名する副学長</u> をもって充てる。	第5条 委員会に委員長を置き、 <u>図書館長</u> をもって充てる。

(略)

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行し、改正後の第5条は、令和4年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和4年4月1日付け役員等の任免に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)